

13 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費

(一) 療養型介護療養施設サービス費(I)

| | |
|---------|----------|
| a 要介護 1 | 1,193 単位 |
| b 要介護 2 | 1,239 単位 |
| c 要介護 3 | 1,285 単位 |
| d 要介護 4 | 1,331 単位 |
| e 要介護 5 | 1,377 単位 |

※ 平成 15 年 3 月 31 日までの間に限り算定

(二) 療養型介護療養施設サービス費(II)

| | |
|---------|----------|
| a 要介護 1 | 1,126 単位 |
| b 要介護 2 | 1,170 単位 |
| c 要介護 3 | 1,213 単位 |
| d 要介護 4 | 1,256 単位 |
| e 要介護 5 | 1,299 単位 |

(三) 療養型介護療養施設サービス費(III)

| | |
|---------|----------|
| a 要介護 1 | 1,079 単位 |
| b 要介護 2 | 1,120 単位 |
| c 要介護 3 | 1,162 単位 |
| d 要介護 4 | 1,203 単位 |
| e 要介護 5 | 1,245 単位 |

(四) 療養型介護療養施設サービス費(IV)

| | |
|---------|----------|
| a 要介護 1 | 1,048 単位 |
| b 要介護 2 | 1,088 単位 |
| c 要介護 3 | 1,128 単位 |
| d 要介護 4 | 1,168 単位 |
| e 要介護 5 | 1,209 単位 |

注 4 ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) 5 単位

※ 看護職員 30:1 以上(最低 2 人以上)

13 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費

(削除)

(一) 療養型介護療養施設サービス費(I)

| | |
|---------|----------|
| a 要介護 1 | 820 単位 |
| b 要介護 2 | 930 単位 |
| c 要介護 3 | 1,168 単位 |
| d 要介護 4 | 1,269 単位 |
| e 要介護 5 | 1,360 単位 |

(二) 療養型介護療養施設サービス費(II)

| | |
|---------|----------|
| a 要介護 1 | 760 単位 |
| b 要介護 2 | 869 単位 |
| c 要介護 3 | 1,029 単位 |
| d 要介護 4 | 1,185 単位 |
| e 要介護 5 | 1,227 単位 |

(三) 療養型介護療養施設サービス費(III)

| | |
|---------|----------|
| a 要介護 1 | 730 単位 |
| b 要介護 2 | 841 単位 |
| c 要介護 3 | 992 単位 |
| d 要介護 4 | 1,149 単位 |
| e 要介護 5 | 1,190 単位 |

(削除)

1人当たり月平均夜勤時間数 64 時間以下

(3) 退院時指導等加算

(-) 退院時等指導加算

b 退院時指導加算 1,070 単位

※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合(退所後の主治医が明らかである場合は、当該主治医に対して診療情報を提供した場合に限り、利用を希望する居宅介護支援事業者がいる場合は、当該居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供した場合に限る。)に算定

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1) 診療所型介護療養施設サービス費

(-) 診療所型介護療養施設サービス費(I)

| | |
|---------|--------|
| a 要介護 1 | 902 単位 |
| b 要介護 2 | 920 単位 |
| c 要介護 3 | 938 単位 |
| d 要介護 4 | 955 単位 |
| e 要介護 5 | 973 単位 |

※ 入院患者に対し専門的な診療が必要になり、当該患者に対し他医療機関において診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定

(3) 退院時指導等加算

(-) 退院時等指導加算

b 退院時指導加算 400 単位

※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に算定

c 退院時情報提供加算 500 単位

※ 退院後の主治医が明らかである場合に、当該主治医に対して診療情報を提供した場合に算定

d 退院前連携加算 500 単位

※ 入院患者の退院に先立って、当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、必要な情報を提供し、かつ、当該事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に算定

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1) 診療所型介護療養施設サービス費

(-) 診療所型介護療養施設サービス費(I)

| | |
|---------|----------|
| a 要介護 1 | 801 単位 |
| b 要介護 2 | 853 単位 |
| c 要介護 3 | 905 単位 |
| d 要介護 4 | 956 単位 |
| e 要介護 5 | 1,008 単位 |

(二) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

| | |
|---------|--------|
| a 要介護 1 | 802 単位 |
| b 要介護 2 | 818 単位 |
| c 要介護 3 | 834 単位 |
| d 要介護 4 | 850 単位 |
| e 要介護 5 | 865 単位 |

(3) 退院時指導等加算

(一) 退院時等指導加算

b 退院時指導加算 1,070 単位

※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合(退所後の主治医が明らかである場合は、当該主治医に対して診療情報を提供した場合に限り、利用を希望する居宅介護支援事業者がいる場合は、当該居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供した場合に限る。)に算定

(二) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

| | |
|---------|--------|
| a 要介護 1 | 711 単位 |
| b 要介護 2 | 757 単位 |
| c 要介護 3 | 803 単位 |
| d 要介護 4 | 849 単位 |
| e 要介護 5 | 895 単位 |

※ 入院患者に対し専門的な診療が必要になり、当該患者に対し他医療機関において診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定

(3) 退院時指導等加算

(一) 退院時等指導加算

b 退院時指導加算 400 単位

※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に算定

c 退院時情報提供加算 500 単位

※ 退院後の主治医が明らかである場合に、当該主治医に対して診療情報を提供した場合に算定

d 退院前連携加算 500 単位

※ 入院患者の退院に先立って、当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、必要な情報を提供し、かつ、当該事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に算定

ハ 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費

(一) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費(I)

| | |
|---------|----------|
| a 要介護 1 | 1,123 単位 |
| b 要介護 2 | 1,165 単位 |
| c 要介護 3 | 1,207 単位 |
| d 要介護 4 | 1,249 単位 |
| e 要介護 5 | 1,291 単位 |

(二) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費(II)

| | |
|---------|----------|
| a 要介護 1 | 1,093 単位 |
| b 要介護 2 | 1,134 単位 |
| c 要介護 3 | 1,174 単位 |
| d 要介護 4 | 1,215 単位 |
| e 要介護 5 | 1,256 単位 |

(三) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費(III)

| | |
|---------|----------|
| a 要介護 1 | 1,073 単位 |
| b 要介護 2 | 1,113 単位 |
| c 要介護 3 | 1,153 単位 |
| d 要介護 4 | 1,193 単位 |
| e 要介護 5 | 1,233 単位 |

(四) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費(IV)

| | |
|---------|----------|
| a 要介護 1 | 1,044 単位 |
| b 要介護 2 | 1,083 単位 |
| c 要介護 3 | 1,122 単位 |
| d 要介護 4 | 1,161 単位 |
| e 要介護 5 | 1,200 単位 |

※ 看護職員 6:1 以上、介護職員 8:1 以上

ハ 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費

(一) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費(I)

| | |
|---------|----------|
| a 要介護 1 | 1,004 単位 |
| b 要介護 2 | 1,075 単位 |
| c 要介護 3 | 1,145 単位 |
| d 要介護 4 | 1,216 単位 |
| e 要介護 5 | 1,286 単位 |

(二) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費(II)

| | |
|---------|----------|
| a 要介護 1 | 975 単位 |
| b 要介護 2 | 1,044 単位 |
| c 要介護 3 | 1,112 単位 |
| d 要介護 4 | 1,181 単位 |
| e 要介護 5 | 1,249 単位 |

(三) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費(III)

| | |
|---------|----------|
| a 要介護 1 | 959 単位 |
| b 要介護 2 | 1,026 単位 |
| c 要介護 3 | 1,093 単位 |
| d 要介護 4 | 1,161 単位 |
| e 要介護 5 | 1,228 単位 |

(削除)

※ 入院患者に対し専門的な診療が必要になり、当該患者に対し他医療機関において診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定

(3) 退院時指導等加算 1,070 単位

(一) 退院時等指導加算

b 退院時指導加算

※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合(退所後の主治医が明らかである場合は、当該主治医に対して診療情報を提供した場合に限り、利用を希望する居宅介護支援事業者がいる場合は、当該居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供した場合に限る。)に算定

二 介護力強化病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 介護力強化型介護療養施設サービス費

(一) 介護力強化型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護 1 1,093 単位
b 要介護 2 1,135 単位
c 要介護 3 1,177 単位
d 要介護 4 1,219 単位
e 要介護 5 1,261 単位

(二) 介護力強化型介護療養施設サービス費(II)

a 要介護 1 1,026 単位
b 要介護 2 1,066 単位
c 要介護 3 1,105 単位

(3) 退院時指導等加算

(一) 退院時等指導加算

b 退院時指導加算

400 単位

※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に算定

c 退院時情報提供加算

500 単位

※ 退院後の主治医が明らかである場合に、当該主治医に対して診療情報を提供した場合に算定

d 退院前連携加算

500 単位

※ 入院患者の退院に先立って、当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、必要な情報を提供し、かつ、当該事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に算定

二 介護力強化病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(削除)

| | |
|---------------------------------------|----------|
| d 要介護 4 | 1,144 単位 |
| e 要介護 5 | 1,184 単位 |
| (三) 介護力強化型介護療養施設サービス費(Ⅲ) | |
| a 要介護 1 | 979 単位 |
| b 要介護 2 | 1,016 単位 |
| c 要介護 3 | 1,054 単位 |
| d 要介護 4 | 1,092 単位 |
| e 要介護 5 | 1,129 単位 |
| (四) 介護力強化型介護療養施設サービス費(Ⅳ) | |
| a 要介護 1 | 948 単位 |
| b 要介護 2 | 984 単位 |
| c 要介護 3 | 1,020 単位 |
| d 要介護 4 | 1,057 単位 |
| e 要介護 5 | 1,093 単位 |
| ※ 介護力強化病棟は法律上、平成 15 年 3 月 31 日までの経過措置 | |

14 特定診療費（指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設）

14 特定診療費（指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設）

(1) 褥瘡対策指導管理(1日につき) 5 単位

(2) 重度療養管理(1日につき) 120 単位

要介護 4 または要介護 5 であって常時医師による医学的管理が必要な以下の状態にあるものに対して、療養上の適切な処置と医学的管理を行った場合に、所定単位数を算定

- イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
- ロ 呼吸障害等のため人工呼吸器を使用している状態
- ハ 中心静脈注射を実施し、かつ強心薬等の薬剤を投与している状態
- ニ 人工腎臓を実施しており、かつ重篤な合併症を有する状態
- ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニタ測定を実施している状態
- ヘ 身体障害者障害程度等級表において、ぼうこう又は直腸機能障害の 4 級以上に該当するストーマの状態

(1) 薬剤管理指導 528 単位

※ 週 1 回に限り、1 月に 2 回を限度として所定単位数に加算

(2) 単純エックス線撮影・診断 200 単位

(3) 理学療法(1 日につき)

イ 理学療法(I)

(1) 入院の日(指定短期入所療養介護に係る場合にあつては、発症の日)から起算して 6 月以内の期間 200 単位

(2) 入院の日(指定短期入所療養介護に係る場合にあつては、発症の日)から起算して 6 月を超えた期間 175 単位

ロ 理学療法(II)

(1) 入院の日(指定短期入所療養介護に係る場合にあつては、発症の日)から起算して 6 月以内の期間 185 単位

(2) 入院の日(指定短期入所療養介護に係る場合にあつては、発症の日)から起算して 6 月を超えた期間 160 単位

ハ 理学療法(III) 100 単位

ニ 理学療法(IV) 65 単位

※ 1 1 人の従事者が複数の利用者又は入院患者に対し、簡単(集団的)な理学療法を行った場合に算定

※ 2 イの場合において、医師、看護師、理学療法士等が共同して策定したリハビリテーション総合実施計画に基づき、リハビリテーションを行った場合に、入院月、入院月から起算して 2 月、3 月及び 6 月に月 1 回を限度として所定単位数に 480 単位を加算

(3) 薬剤管理指導 350 単位

※ 週 1 回に限り、1 月に 4 回を限度として所定単位数に加算

(削除)

(4) 理学療法(1 回につき)

イ 理学療法(I)

250 単位

ロ 理学療法(II)

180 単位

ハ 理学療法(III)

100 単位

ニ 理学療法(IV)

50 単位

※ 1 1 人の従事者が 1 人の利用者又は入院患者に対し、個別に理学療法を行った場合に算定

※ 2 イからニについては、利用者又は入院患者 1 人につき 1 日 3 回に限り算定するものとし、1 月に合計 11 回以上行った場合は、11 回目以降のものについては、所定点数の 100 分の 70 に相当する単位により算定

※ 3 イからハの場合において、病棟等において A D L の自立等を目的としたリハビリテーションを行った場合に 1 回につき 30 単位を所定単位数に加算

※ 4 イからハの場合において、医師、看護師、理学療法士等が共同して策定したリハビリテーション総合実施計画に基づき、リハビリテーションを行った場合に、入院月、入院月から起算して 3 月毎の各月に限り、月 1 回を限度として所定単位数に 480 単位を加算

※3 イからハの場合において、リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションを行った場合に、入院月、入院月から起算して2月、3月及び6月に月1回を限度として所定単位数に150単位を加算

(4) 作業療法(1日につき)

イ 作業療法(I)

(1) 入院の日(指定短期入所療養介護に係る場合にあつては、発症の日)から起算して6月以内の期間 200単位

(2) 入院の日(指定短期入所療養介護に係る場合にあつては、発症の日)から起算して6月を超えた期間 175単位

ロ 作業療法(II)

(1) 入院の日(指定短期入所療養介護に係る場合にあつては、発症の日)から起算して6月以内の期間 185単位

(2) 入院の日(指定短期入所療養介護に係る場合にあつては、発症の日)から起算して6月を超えた期間 160単位

※1 1人の従事者が複数の利用者又は入院患者に対し、簡単(集団的)な作業療法を行った場合に算定

※2 イの場合において、医師、看護師、作業療法士等が共同して策定したリハビリテーション総合実施計画に基づき、リハビリテーションを行った場合に、入院月、入院月から起算して2月、3月及び6月に月1回を限度として所定単位数に480単位を加算

(削除)

(5) 作業療法(1回につき)

イ 作業療法(I)

250単位

ロ 作業療法(II)

180単位

※1 1人の従事者が1人の利用者又は入院患者に対し、個別に作業療法を行った場合に算定

※2 利用者又は入院患者1人につき1日3回に限り算定するものとし、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定点数の100分の70に相当する単位により算定

※3 病棟等においてADLの自立等を目的としたリハビリテーションを行った場合に1回につき30単位を所定単位数に加算

※4 イ又はロの場合において、医師、看護師、作業療法士等が共同して策定したリハビリテーション総合実施計画に基づき、リハビリテーションを行った場合に、入院月、入院月から起算して3月毎の各月に限り、月1回を限度として所定単位数に480単位を加算

※3 リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションを行った場合に、入院月、入院月から起算して2月、3月及び6月に月1回を限度として所定単位数に150単位を加算

(5) 言語療法(1日につき) 135単位

※ 1人の従事者が複数の利用者又は入院患者に対し、簡単(集団的)な言語療法を行った場合に算定

(削除)

(6) 言語聴覚療法(1回につき)

イ 言語聴覚療法(I) 250単位

ロ 言語聴覚療法(II) 180単位

※1 1人の従事者が1人の利用者又は入院患者に対し、個別に言語聴覚療法を行った場合に算定

※2 利用者又は入院患者1人につき1日3回に限り算定するものとし、1月に合計11回以上行った場合は、11回目以降のものについては、所定点数の100分の70に相当する単位により算定

別紙 2

1. 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

(1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の実施状況の把握及び解決すべき課題の把握に当たっては、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこととすること。

- ① 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- ② 少なくとも三月に一回、実施状況の把握の結果を記録すること。

(2) 介護支援専門員は、利用者が要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定等を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

2. 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

(1) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、居室及び共同生活室の提供を行うことに伴い必要となる費用（所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める者については、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を控除した額とする。）の支払を入居者から受けることができることとすること。

(2) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の実施状況の把握及び解決すべき課題の把握に当たっては、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこととすること。

- ① 定期的に入所者に面接すること。
- ② 定期的の実施状況の把握の結果を記録すること。

(3) 計画担当介護支援専門員は、入所者が要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(4) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設におけるサービスの取扱いは、次に定めるところにより行われなければならないこととすること。

- ① 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならないこととすること。
- ② 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならないこととすること。
- ③ 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならないこととすること。

(5) 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における介護の提供は、次に定めるところにより行われなければならないこととすること。

① 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならないこととすること。

② 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならないこととすること。

(6) 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならないこととすること。

3. 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

2. (2)及び(3)と同様の改正を行うこと。

4. 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

2. (2)及び(3)と同様の改正を行うこと。

5. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(1) 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所は、居室及び共同生活室の提供を行うことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けることができることとすること。

(2) 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所について、2. (4)及び(5)と同様の改正を行うこと。